

新型インフルエンザワクチンの流通改善に関する検討会 運営要綱

1. 目的

先般の新型インフルエンザ発生時の経験を踏まえ、今後、同様の問題が発生した場合に備え、ワクチンに特化した流通の改善に向けた検討を行うことにより、特にパンデミック発生時のワクチンの流通が適切に実施できる体制の整備を図る。

2. 検討課題

新型インフルエンザ発生時のワクチンの流通のあり方について

3. 委員構成

- (1) 検討会の構成員は、ワクチン・ワクチン流通に関する学識・経験者より構成する。
- (2) 検討会は、互選により、構成員のうち1名を座長として選出する。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局長が招集する。
- (2) 検討会は、必要に応じ、検討に必要な参考人の参加を求めることができる。
- (3) 検討会は、知的財産・個人情報等に係る事項を除き、原則公開するとともに議事録を作成し、公表する。

5. 検討会の庶務

検討会の庶務は、健康局結核感染症課が行う。オブザーバーとして、医政局経済課の参加を求める。